

令和7年3月26日 入札公告
令和7年5月23日 入札及び開札

閱 覧 図 書

事 業 名 : 倉造山国有林森林整備事業（間伐・伐採系・造林）

事 業 場 所 : 広島県庄原市 倉造山国有林

事 業 量 :	伐倒	16,820 m ³
	集造材・運材	11,850 m ³
	トラック運搬	7,170 m ³
	植付（新植）	25.49 ha
	木材搬出道補修	1 式

1. 森林整備事業請負契約書(案)
2. 作業工程別内訳書
3. 作業仕様書
4. 事業位置図
5. 契約情報の公表

広島北部森林管理署

収入
印紙

森林整備事業（間伐・伐採系・造林）請負契約書（案）

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請 負 予定数量	請負予定金額	事業場所	生産完了 検査場所
倉造山国有林森林整備事業（間伐・伐採系・造林）	スギ外	記番別作業内訳書のとおり	作業工程別数量内訳書のとおり	請負金額 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円也)	倉造山国有林1054い林小班外	倉造山国有林1055ろ林小班山元土場外

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10／110を乗じて得た額である。

2 事業期間

自 令和 年 月 日（契約締結日の翌日）
至 令和10年1月31日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

（選択されるものは○印、削除されるものは×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
×	部分払	月 回以内	第38条
○	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
素材トラック運搬送状	複写式用紙番号1337	14 冊	広島北部森林管理署	契約締結の日
植栽器具		4 本	〃	〃

5 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 国庫債務負担行為に係る契約の特則は、別紙1のとおり。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は、別紙2のとおり。
- (4) 採用された技術提案について、請負者は別紙3のとおり履行するものとする。
- (5) 特記仕様書は、別紙4のとおり。
- (6) 使用材料は書面により報告し、必ず監督職員の承認を受けること。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月26日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 広島県三次市十日市中二丁目5-19
分任支出負担行為担当官
広島北部森林管理署長 児玉 望 印

請負者 住所

氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
○	各会計年度における請負金の 支払限度額	令和7 年度 円	第 4 0 条第 1 項
		令和8 年度 円	
		令和9 年度 円	
○	支払限度額に対応する各会計 年度の出来高予定	令和7 年度 円	第 4 0 条第 2 項
		令和8 年度 円	
		令和9 年度 円	
×	前払金		第 4 1 条
×	翌会計年度の前払金相当額		第 4 1 条第 3 項
○	部分払		第 4 2 条
×	前払金の支払を受けている 場合の部分払額の決定	(a)	第 4 2 条第 2 項
		(b)	
○	各会計年度において部分払 を請求できる回数	令和7 年度 回	第 4 2 条第 3 項
		令和8 年度 回	
		令和9 年度 回	

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

技術提案に関する特約事項

提案事項	提 案 内 容
安全管理への工夫と対策	
事業計画の工程管理 (工程管理に関わる技術的 所見)	
事業上の課題に関わる技 術的所見 「課題：壊れにくい森林 作業道の作設及び濁水の 流出防止対策の工夫」	
事業上の課題に関わる技 術的所見 「課題：苗木の活着率の 向上及び植付作業を効率 的に行うための工夫」	
事業上の課題に関わる技 術的所見 「課題：複数年度にわた る事業における効率化の 工夫」	
品質の確認方法及び管理 方法に対する技術的所見 「課題：収益性の高い造 材方法の工夫」	

特記仕様書

- 1 本契約にかかる伐採方法は、保護伐及び保育間伐(活用型)であり、伐採にあたっては次によることとする。
保護伐箇所の伐採にあたっては、高木広葉樹は保残する。この場合は極力群状に保残するよう努める。
保育間伐(活用型)箇所は原則として1伐2残による列状間伐とする。
- 2 本契約にかかる区域外の立木の伐採及び土地の形質変更行為にあたっては、各種法令協議等を要するため、協議が調った後に作業に着手すること。
- 3 伐採・搬出に際して、区域内外の残存立木(下層植栽木も含む)に損傷を与えるおそれのあるときは、事前に監督職員の指示に従い、保護の措置を講じること。
- 4 集材の期間及び伐採・搬出に際して、一般通行車両等への危険が予想される区域においては通行規制を行い、誘導員を配置するなど一般通行車両等の安全確保に必要な措置を講じること。
- 5 常時流水のある沢及び谷筋付近での作業にあたっては、河川等に土砂が流出しないよう十分な処置を講じること。また、事業期間を通じて濁水防止に十分注意を払うこと。
- 6 一般材は市場輸送(委託販売)とし、低質材は山元土場で販売(システム販売)することから、山元土場で一般材と低質材に仕分けを行うこと。
システム販売とする低質材については、システム販売協定者がチップ工場等で計測した重量に森林管理局が定める換算係数(原料材N:0.991、原料材L:1.391)で除算した値を生産数量とする。また、トラックへの積込みが容易な状態で集積し、N材、L材で仕分けを行うこと。
一般材については、遅くとも事業期間内における委託販売先の最終市日の検知に間に合うように、市場と調整を行いながら運搬を完了させること。また、市場への運搬が短期間に集中しないように運搬ペースの平準化に努めることとし、低質材が紛れないように山元での仕分けを徹底すること。
低質材については、事業期間内に余裕をもって数量確定ができるよう、システム販売協定者と連携をとること。
- 7 森林作業道は、別紙「森林作業道作設仕様書」に従って作設することとし、作設等に係る支障木は最小限に抑えること。また、予定路線を変更する場合は、事前に監督職員の確認を受け、支障木の伐採及び土地の形質変更に係る各種法令協議が調った後に作業に着手すること。
事業終了後の施工状況等の検査により、林地保全上、特に問題があると認められる場合は、盛土の転圧、排水溝の設置等の措置を講じさせる場合がある。
- 8 生産性向上の取組みについては、毎月、作業日報(様式2)を基に「月別工程管理表(様式1)」を作成のうえ、月別請負進行状況等報告書(様式7)と併せて翌月の5日までに提出すること。(※主伐、間伐別に提出すること。)
なお、上記の様式の提出にあたっては、必要な項目が網羅されている場合は、任意の様式でも差支えない。
- 9 積雪が予想される作業地については、早期(積雪前)の作業完了に努めること。
- 10 事業実行区域内において、希少な野生動植物、文化財を発見した場合には、監督職員に報告し、対応を協議すること。

11 アフリカ豚熱（ASF）対策

- (1) 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- (2) アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款第20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

12 その他、本特記仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

(様式1／署提出用)

月 別 工 程 管 理 表 (主伐・間伐)

令和 年 月 日

広島北部 森 林 管 理 署 長 殿

事業体名：	契約事業名： 倉造山国有林森林整備事業（間伐・伐採系・造林）
	予定生産量： 11,850 m ³
	事業期間： 令和 年 月 日～令和10年1月31日

作業工程		使用機械	前月末累計		月		月末累計		生産性 A／B (㎡/人日)
			実行量 (㎡)	人員数 (人)	実行量 (㎡)	人員数 (人)	実行量 A (㎡)	人員数 B (人)	
実働日 (日)			日		日		日		
主 作 業	伐 倒 (存置を含めない)	チェンソー							
		ハーベスタ							
	木寄・集材	グラップル・集材機							
	造材	プロセッサ							
		チェンソー							
	運材	フォワーダ							
	巻立	グラップル							
主作業計									
副 作 業	森林作業道作設 (m)								
	トラック運搬								
	検知								
	準備工・踏査								
	搬出道補修								
	機械整備								
	その他 (林内)								
	その他 (林外)								
	副作業計								
合計									
生 産 性									

※延人員は1日8時間を1人とする。（1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする。）
1H=0.125人工

※実行量の合計は「巻立」の量とする。

※造林作業及び間伐の存置部分は除くこと。

様式2（素材生産用）

作業日報〔指示・報告・承諾・連絡等記録簿〕

日付	年	月	日	天候	作業場所	国有林	林小班
記入者（現場代理人）氏名						林地保全に関する記録	
監督職員（補助）からの指示事項等 ☐ 指示 ☐ 確認						1 下流への濁水流出の有無 ※有の場合は森林作業道等の点検を実施し2の欄に記入する。（無の場合は2以降の記載は不要） ☐ 有 ☐ 無	
監督職員（補助）への報告事項						2 1の点検の結果確認した濁水流出の原因と監督職員へ報告した年月日 （原因） （実施年月日） 月 日	
監督職員（補助）との承諾事項等 ☐ 承諾 ☐ 連絡 ☐ 提出 ☐ 協議						3 2の原因を解消するために実施した措置と実施年月日 （措置内容） （実施年月日） 月 日	
その他特記事項						※監督職員から指示を受けた措置の内容 （※指示を受けた場合） （指示日） 月 日 （措置内容） （実施年月日） 月 日	

作業内容 ※延人員は1日8時間を1人とする。（1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする。）
1H=0.125人工

作業種	伐倒		木寄・集材		造材	運材	巻立 (検知含む)	主作業計	伐倒
	主伐 (皆伐)	間伐 (活用)	架線	路網					間伐 (存置)
出役延人員	人	人	人	人	人	人	人	人	人
出来高数量 (m3, m)									
使用機械	チェーンソー		グラップル 集材機		プロセッサ	フォワーダ	グラップル		

作業種	森林作業道 作設	トラック運搬		準備工 ・踏査	搬出道 補修	機械 整備	その他 (林内)	その他 (林外)	副作業計
		市場	中間土場						
出役延人員	人	人	人	人	人	人	人	人	人
出来高数量 (m3, m)									
使用機械	バックホウ	6 t トラック 10 t トラック							

※活用型であっても、搬出を伴わない区域の伐倒は「間伐（存置）」に記入すること。
※その他（林内）の作業とは、山元土場作設・撤収、架線架設・撤収を記入すること。
※その他（林外）の作業とは、機械搬入・搬出、倉庫等設営・撤去、事業打合せ、労働安全関係などを記入すること。

様式 2（造林用）

作業日報〔指示・報告・承諾・連絡等記録簿〕				記入者（現場代理人）氏名			
日付（天候）		月 日（ ）		月 日（ ）		月 日（ ）	
作業場所 （国有林・林小班）							
監督職員（補助）からの 報告・連絡事項							
監督職員（補助）に対す る連絡事項							
協議事項							
その他特記事項							
作業 内 容	作業種						
	出役人員（人）	人	人	人	人	人	人
	出来高 ha m3 m						
	使用機械						

※注）延人員は1日8時間を1人とする。（1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする。）※1H＝0.125人工
存置型間伐は素材生産用を使用すること。

様式第 7 号（※作業日報及び月別工程管理表を作成する場合）

令和 年 月 日

分 任 支 出 負 担 行 為 担 当 官
広 島 北 部 森 林 管 理 署 長 殿

請 負 者

月分請負進行状況等報告書

(事業地	国有林	林小班)										
作業工程	契約数量	進行状況			就労状況（人）			使 用 器 具		指示事項等		
			当月分	累計	主作業 副作業別	延人員		種類	数量			
						当月分	累計					
伐倒	数量（m ³ ） (内訳) 主伐 間伐	計画 (m ³)	主伐				※作業日報（様式1）、月別工程管理表（様式2）のとおりに					
			間伐									
		実行 (m ³)	主伐									
			間伐									
		計										
進行率（%）												
集材	数量（m ³ ）	計 画（m ³ ）										
		実 行（m ³ ）										
		進行率（%）										
造材	数量（m ³ ）	計 画（m ³ ）										
		実 行（m ³ ）										
		進行率（%）										
運材	数量（m ³ ）	計 画（m ³ ）										
		実 行（m ³ ）										
		進行率（%）										
森林作業道	数量（m）	計 画（m）										
		実 行（m）										
		進行率（%）										
トラック運材	数量（m ³ ）	計 画（m ³ ）										
		実 行（m ³ ）										
		進行率（%）										
その他												
植付	面積（ha）	計 画（ha）										
		実 行（ha）					副作業					
		進行率（%）					小計					
防護柵設置	面積（km）	計 画（Km）										
		実 行（Km）					副作業					
		進行率（%）					小計					
計		計 画（m ³ ）					監督職員 経由					
		実 行（m ³ ）										
		進行率（%）										

摘要 ①延人員は1日8時間を1人とする。（1日8時間を超える時間は8時間を以て1人とする）。②使用器具は伐倒、枝払、造材に用いた器具名等を記入のこと。③指示事項等は事業実行中において監督職員等が行った指示等について記入のこと。また、事業計画書に対し、実行累計が30%以上の遅れのときは必ずその善後策を具体的に記入すること。④主・副作業については、生産性算出における区分とする。

作業工程別数量内訳書

材種	作業工程	細目	数量	備考
立木	伐倒	保護伐	11,483m ³	
		保育間伐	5,337m ³	
		合計	16,820m ³	
素材	集造材・運材	一般材	7,170m ³	運材は山元土場までとする。
		低質材	4,680m ³	運材は山元土場までとする。
		合計	11,850m ³	
素材	トラック運搬	一般材	7,170m ³	山元土場～広島県森林組合連合会三次木材共販所
		合計		
造林	植付（新植）	スギ	1.38ha	コンテナ苗：3,050本
		ヒノキ	24.11ha	コンテナ苗：53,100本
		合計	25.49ha	
その他	木材搬出道補修	不陸整正工外	1式	詳細は別紙「木材搬出道補修作業内訳書」のとおり

別紙

木 材 搬 出 道 補 修 作 業 内 訳 書

作業種	作業箇所	数量	備考
不陸整正工	倉造山林道	2,424m ²	延長： 808m 幅 ： 3m
	計		
除草工	市道	1,230m ²	延長： 410m 幅 ： 3m
	倉造山林道	1,227m ²	延長： 409m 幅 ： 3m
	計	2,457m ²	
敷鉄板 敷設・撤去工	市道	22枚	鉄板規格 幅 ： 1,524mm 奥行： 3,048mm 厚み： 22mm
	計		
排水構造物 設置・撤去工	森林作業道	7箇所	材料規格 ポリエチレン波状管 径： 600mm 長： 5,000mm
	計		

記 番 別 作 業 内 訳 書

国有林名 林小班	作業種	区域 面積	控除 面積	契約 面積	作業予定期間		備考
					自	至	
倉造山 1054い	保護伐	7.44ha	3.59ha	3.85ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	
倉造山 1054ろ	保護伐	16.27ha	9.14ha	7.13ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	
倉造山 1054は	保護伐	10.78ha	8.71ha	2.07ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	
倉造山 1054ほ	保護伐	10.88ha	5.27ha	5.61ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	
倉造山 1054り2	保護伐	3.62ha	1.65ha	1.97ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	
倉造山 1055ろ	保護伐	11.79ha	6.93ha	4.86ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	
小計		60.78ha	26.71ha	25.49ha			
倉造山 1054い	保育間伐	3.59ha	0.00ha	3.59ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	伐採率 28%
倉造山 1054ろ	保育間伐	9.14ha	3.31ha	5.83ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	伐採率 29%
倉造山 1054は	保育間伐	8.71ha	2.16ha	6.55ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	伐採率 29%
倉造山 1054ほ	保育間伐	5.27ha	2.18ha	3.09ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	伐採率 29%
倉造山 1054り1	保育間伐	4.14ha	1.24ha	2.90ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	伐採率 30%
倉造山 1054り2	保育間伐	1.65ha	0.00ha	1.65ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	伐採率 30%
倉造山 1054る	保育間伐	5.38ha	0.00ha	5.38ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	伐採率 30%
倉造山 1055ろ	保育間伐	6.93ha	1.18ha	5.75ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	伐採率 33%
倉造山 1055へ	保育間伐	5.07ha	0.00ha	5.07ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	伐採率 30%
小計		49.88ha	10.07ha	39.81ha			
合計		110.66ha	36.78ha	65.30ha			

記 番 別 作 業 内 訳 書

国有林名 林小班	作業種	区域 面積	控除 面積	契約 面積	作業予定期間		備考
					自	至	
倉造山 1054い	植付 (新植)	7.44ha	3.59ha	3.85ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	コンテナ苗 スギ 3,050本 ヒノキ 5,440本
倉造山 1054ろ	植付 (新植)	16.27ha	9.14ha	7.13ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	コンテナ苗 ヒノキ 15,700本
倉造山 1054は	植付 (新植)	10.78ha	8.71ha	2.07ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	コンテナ苗 ヒノキ 4,560本
倉造山 1054ほ	植付 (新植)	10.88ha	5.27ha	5.61ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	コンテナ苗 ヒノキ 12,360本
倉造山 1054り2	植付 (新植)	3.62ha	1.65ha	1.97ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	コンテナ苗 ヒノキ 4,340本
倉造山 1055ろ	植付 (新植)	11.79ha	6.93ha	4.86ha	契約締結の翌日	令和10年1月21日	コンテナ苗 ヒノキ 10,700本
合計		60.78ha	35.29ha	25.49ha			

立 木 資 材 内 訳 書

国有林 林小班	伐採種	面 積 ha	樹 種	本 数 本	材 積 m ³	備 考
倉造山 1054い	保護伐	1.28	スギ	1,039	773.07	素材生産見込数量： 600 m ³
		2.57	ヒノキ	3,262	1,088.76	素材生産見込数量： 760 m ³
倉造山 1054ろ	保護伐	7.13	ヒノキ	9,050	3,020.75	素材生産見込数量： 2,200 m ³
倉造山 1054は	保護伐	2.07	ヒノキ	2,627	876.86	素材生産見込数量： 640 m ³
倉造山 1054ほ	保護伐	5.61	ヒノキ	7,120	2,376.57	素材生産見込数量： 1,730 m ³
倉造山 1054り2	保護伐	1.97	ヒノキ	2,255	895.74	素材生産見込数量： 650 m ³
倉造山 1055ろ	保護伐	4.86	ヒノキ	6,515	2,451.49	素材生産見込数量： 1,790 m ³
小計		25.49		31,868	11,483.24	素材生産見込数量： 8,370 m ³
倉造山 1054い	保育間伐	1.08	スギ	217	175.76	素材生産見込数量： 120 m ³
		2.51	ヒノキ	917	306.94	素材生産見込数量： 190 m ³
倉造山 1054ろ	保育間伐	5.83	ヒノキ	2,130	713.00	素材生産見込数量： 470 m ³
倉造山 1054は	保育間伐	6.55	ヒノキ	2,393	801.04	素材生産見込数量： 520 m ³
倉造山 1054ほ	保育間伐	3.09	ヒノキ	1,129	377.94	素材生産見込数量： 250 m ³
倉造山 1054り1	保育間伐	2.90	ヒノキ	1,080	398.00	素材生産見込数量： 260 m ³
倉造山 1054り2	保育間伐	1.65	ヒノキ	614	226.26	素材生産見込数量： 150 m ³
倉造山 1054る	保育間伐	5.38	ヒノキ	2,257	713.21	素材生産見込数量： 470 m ³
倉造山 1055ろ	保育間伐	5.75	ヒノキ	2,660	952.84	素材生産見込数量： 620 m ³
倉造山 1055へ	保育間伐	5.07	ヒノキ	2,127	672.13	素材生産見込数量： 430 m ³
小計		39.81		15,524	5,337.12	素材生産見込数量： 3,480 m ³
合計		65.30		47,392	16,820.36	素材生産見込数量： 11,850 m ³ (うち低質材見込数量) 4,680 m ³

製品生産事業請負近畿中国森林管理局仕様書

第 1 適用範囲

- (1) この仕様書は、近畿中国森林管理局管内の森林管理署及び森林管理事務所が実施する製品生産事業請負に適用する。
- (2) 前項の製品生産事業請負の実行においては、「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」（以下「請負契約約款」という。）及び「製品生産事業請負標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）の定めによるほか、この仕様書によらなければならない。ただし、個々の事業に対し特別必要な事項については、森林管理署長及び森林管理事務所長（以下「署長等」という。）が別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 契約書、図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第 2 請負金の支払

製品生産事業請負は、請負契約書記載の「請負予定金額」による単価契約ではなく、概算契約であることから、事業が完成した場合は、確定数量及び請負金額について別に定める請負契約の数量・金額確定通知書により請負金の精算を行う。

請負契約約款第 3 3 条に規定する請負金の算出は次のとおり行うものとする。

(1) 直接費確定額

直接費確定額は直接費変動費単価×確定数量＋直接費固定費金額とし、円未満の端数を切捨のうえ、生産完了地点の異なるごとに直接費確定額を精算して確定直接費合計額を算出する。ただし、直接費変動費単価及び直接費固定費金額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、確定数量は生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

(2) 間接費確定額

間接費確定額＝ $\frac{\text{確定直接費合計額}}{\text{直接費合計額}} \times (\text{諸経費} + \text{労務関係費}) + \text{支給材料取扱経費}$ とし、円未満の端数はそれぞれ切捨てるものとする。

この場合、直接費合計額、諸経費、労務関係費、支給材料取扱経費は、予定価格を構成する前記のそれぞれの金額に落札比率を乗じて求めるものとする。

(3) 消費税

消費税額＝(直接費確定額＋間接費確定額)× $\frac{10}{100}$ とし、円未満の端数は切捨てるものとする。

(4) 精算

請負代金確定額は直接費確定額、間接費確定額の合計額とし、請負代金確定額から部分払支払額累計を控除したものを精算額とする。

(5) 計算様式

別に定める「完了検査調書内訳書（請負代金確定算定書）」及び「請負契約の数量・金額確定通知書」のとおりとする。

第3 部分払

請負契約約款第38条に規定する部分払の請負金相当額算定は次のとおり行うものとする。

(1) 完済部分に対する部分払

生産完了検査場所における検査合格数量（引渡し数量）に対する部分払とし、その請負代金算定は次のとおり行うものとする。

$$\left\{ \text{直接費単価} \times \text{今回検査数量} + \frac{\text{今回出来高直接費}}{\text{直接費合計}} \times \text{間接費合計額} \right\} \times \frac{110}{100} \times \frac{9}{10}$$

以内とし、千円未満の端数は切捨てるものとする。

この場合、直接費単価、直接費合計、間接費合計額は、予定価格を構成する前記単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、直接費単価は生産完了工程までの変動費、固定費を含む単価とする。

(2) 計算様式

別に定める「部分検査調書内訳書（請負代金算定書）」のとおりとする。

第4 事故報告書

標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 の休業を要した労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。

第5 伐倒

(1) 標準仕様書第27条第1項における別途定めのある場合とは、署長等が特記仕様書により定めた場合又は監督職員の指示を受けた場合とする。

(2) 標準仕様書第27条第3項における別途定めとは、標準地又は選木モデル区域のみに調査木の標示がある場合とする。

この場合、標準地又は選木モデル区域以外の伐区内の選木方法については、署長等が定める特記仕様書により行うものとする。ただし、監督職員の指示を受けた場合はこの限りでない。

第6 採材

標準仕様書第28条第1項における特段の指示がある場合とは、署長等が特記仕様書により定めた場合とする。

第7 玉切り

標準仕様書第29条第3項に定める採材寸法表等は、署長等が特記仕様書に定めるものとする。ただし、定めのない場合は、延寸は2～5 c mとする。

第8 森林作業道

森林作業道の開設は、標準仕様書第31条の定めによるほか、署長等が定める特記仕様書により行うものとする。